

久慈市移動式赤ちゃんの駅貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、市内で開催されるイベントに、乳幼児のおむつ交換や授乳を行うためのスペースとして、移動式赤ちゃんの駅（別表のとおり。以下「赤ちゃんの駅」という。）を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベントに参加できる環境づくりを推進し、街なかの回遊性の向上と子育てにやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

(貸出しの条件)

第2条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる団体及びイベントは、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内でイベントを主催する団体
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体及びイベント
- (3) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体及びイベント

(貸出しの申込み)

第3条 赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、久慈市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、貸出しを受けようとする日の6月前の日から7日前の日までに申請書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出しの承認等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ貸出しの可否を決定し、久慈市移動式赤ちゃんの駅貸出承認書（様式第2号）又は久慈市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 貸出しの希望期間が重複する複数の申請があった場合は、原則として先着順とする。

(貸出しの期間)

第5条 赤ちゃんの駅の貸出期間は、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が認める場合は、この限りではない。

(貸出料)

第6条 赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第7条 赤ちゃんの駅の貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、原則として自ら市長が指定する場所において赤ちゃんの駅を直接借り受け、返却しなければならない。

2 使用者は、返却時に赤ちゃんの駅に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント以外には使用しないこと。
- (3) 赤ちゃんの駅使用説明書に従い適正に管理し、及び使用すること。
- (4) 予め定められた期限までに返却すること。
- (5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要領の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸出承認を取り消した場合は、久慈市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。

3 前2項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

4 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第10条 赤ちゃんの駅を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損又は汚損している場合は、市長は使用者に対し実費弁償させることができる。

(市の責任)

第 11 条 赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(補則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、赤ちゃんの駅の貸出しについて必要な事項は市長が別に定める。

別表 貸出用備品一覧

No.	品名	数量	サイズ等	備考
1	テント一式	2 張	①2.5m×2.5m ②3.0m×3.0m	《テント一式に含む備品》 天幕 1 枚、横幕 4 枚（うち 1 枚は出入口加工）、テン トウエイト 4 個、収納袋
2	おむつ交換台	2 台	W82.5 cm×D65 cm× H84 cm	折りたたみ式 重量 10kg
3	授乳用イス	2 脚	W61.3 cm×D55.5 cm ×H70 cm	肘あて付き 重量 7.3kg
4	間仕切り用パー ティション	2 台	W46.2 cm～180 cm× D40.4 cm×H152.9 cm	伸縮式 重量 7.0kg
5	周知用のぼり 一式	2 セット	W60 cm×H180 cm	《のぼり一式に含む備品》 のぼり 1 枚、ポール 1 本、 ポール台 1 台（注水式 13L）

様式第1号（第3条関係）

久慈市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書

年 月 日

久慈市長 様

（申請者）所在地

団体名

代表者氏名

印

久慈市移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けたいので、久慈市移動式赤ちゃんの駅貸出要領第3条の規定により申請します。

イベント名	
イベント内容	※イベント内容がわかる資料（チラシ等）を添付してください。
開催期間	年 月 日から 年 月 日まで
開催場所	
貸出希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
連絡先 （担当者名・電話連絡）	担当者名： 電話番号：

誓約書

私は、久慈市移動式赤ちゃんの駅貸出要領を遵守することと、貸出期間中に起こった移動式赤ちゃんの駅に関する事故等については、いかなる場合も私が責任を負い、市に対して一切の賠償請求を行わないことを誓約します。

申請者

印

様式第2号（第4条関係）

久慈市移動式赤ちゃんの駅貸出承認書

第 号
年 月 日

様

久慈市長 印

年 月 日付けで申請のありました久慈市移動式赤ちゃんの駅の貸出しについては、次のとおり承認することに決定したので通知します。

なお、利用に際しては留意事項を遵守してください。

団体名	
イベント名	
開催場所	
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

（留意事項）

- 1 移動式赤ちゃんの駅使用説明書に従って使用すること。
- 2 移動式赤ちゃんの駅を破損又は汚損した場合は、実費にて原状回復又は弁償すること。
- 3 虚偽の申込みにより使用した場合、又は久慈市移動式赤ちゃんの駅貸出要領に反する場合は貸出承認を取り消します。
- 4 その他久慈市移動式赤ちゃんの駅貸出要領を遵守すること。

様式第3号（第4条関係）

久慈市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書

第 号
年 月 日

様

久慈市長 印

年 月 日付けで申請のありました久慈市移動式赤ちゃんの駅の貸出しについては、次のとおり不承認とすることに決定したので通知します。

記

1 イベント名

2 不承認理由

様式第4号（第9条関係）

久慈市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消書

第 号
年 月 日

様

久慈市長 印

年 月 日付けで承認しました久慈市移動式赤ちゃんの駅の貸出承認について、次のとおり取り消しますので通知します。

団体名	
イベント名	
開催場所	
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで
取消日	
取消理由	

久慈市移動式赤ちゃんの駅使用説明書

- 1 大雨、強風、突風、雪、雷など天候不順時、または設営期間中にそれが予想される場合には、危険ですので使用はしないでください。移動式赤ちゃんの駅本体が倒れたり、飛ばされたり、水が溜まる等の恐れがある上、人が傷害を負ったり、物を破損させる原因となります。また、降雪時には雪が積もり倒壊する恐れもありますので、使用はしないでください。
- 2 移動式赤ちゃんの駅には、絶対登らないでください。また、ぶら下がったり、物を吊るしたりする等、過度の負担を掛けるような使用はしないでください。
- 3 設営時には、移動式赤ちゃんの駅が水平になるように設置してください。また、屋外で使用する時は必ず移動式赤ちゃんの駅の全ての支柱をしっかりと固定し、風対策を徹底してください。
- 4 移動式赤ちゃんの駅には、電源や火気類を近づけないでください。感電や破損、火災発生等の原因となりますので、細心の注意を払い使用してください。
- 5 移動式赤ちゃんの駅の使用期間中は、適宜室内外等の監視を行い、設置状況の把握に努め、良好な設置状態を常時保ってください。
- 6 移動式赤ちゃんの駅の設営及び収納を行う際は、無風時を見計らうとともに、周囲に人や物が無いか、十分に安全確認を行ってください。
- 7 この移動式赤ちゃんの駅使用説明書に記載するもののほか、設営及び収納については、本体に付属する取扱説明書を遵守してください。